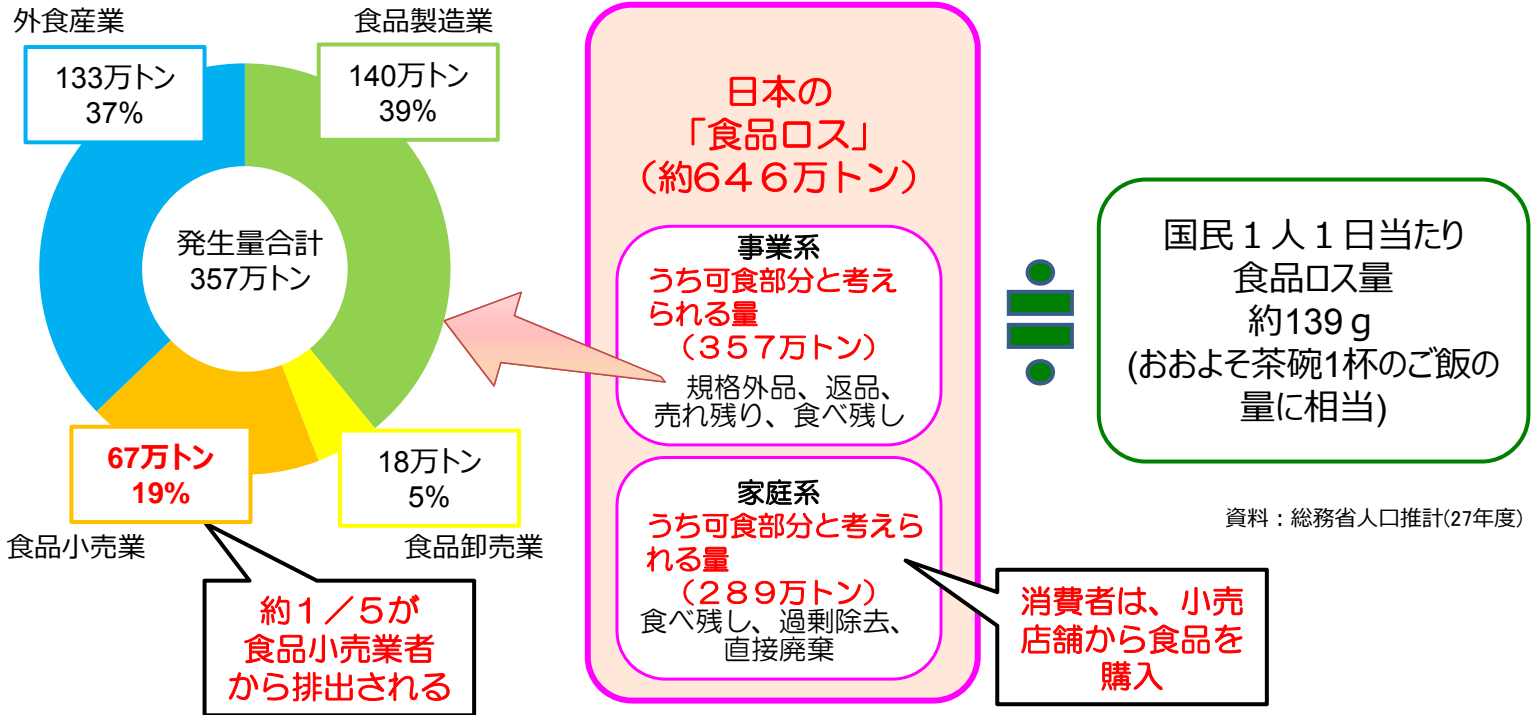


○食品小売業における食品ロスの量

- 日本の食品ロス（年間約646万トン（27年度推計））は、国民1人当たりが毎日茶碗1杯分捨てている量に匹敵
- **食品小売業**で発生する食品ロスの量は、**事業系食品ロスの約1/5に相当**
- 消費者は小売店舗にて食品を購入する機会が多く、**買い方が家庭での食品ロスにも影響**



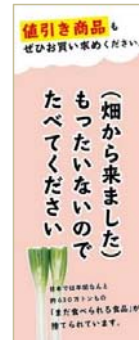
○食品業界の取組 ～小売店頭でのお客様への呼びかけ～

- ✓ 消費者の過度な鮮度志向や購買行動が食品ロスにつながることもあるため、お客様がすぐに行動につせる小売店頭で、呼びかけを行うことが重要。
- ✓ 農林水産省補助事業において、大手流通業者と連携して、店頭における消費者への啓発資材による食品ロス削減効果を実証。アンケート調査では、半数近くの消費者が食品ロス削減に向けた買い物をするという反応。また、実験店舗において廃棄率等が改善したことを確認。

○農林水産省：H29年度補助事業

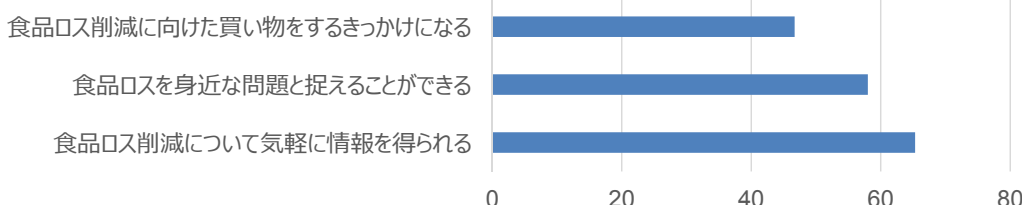


○京都市→
(H28年度事業)
「広告に気付いて購入する気になった」と答えた人が13%



小売店頭用の広報資材の制作・店頭掲示実験報告書

消費者の購買行動に対する意識調査



<http://www.maff.go.jp/press/shokusan/kankyoi/attach/pdf/180417-2.pdf>

農林水産省公表啓発資材及び使用場所の例

A3サイズ各種ポスター ※他にも各種サイズがあります。

○見切り品商品の棚



○賞味期限表示の商品の棚



○賞味期限の短い、又は消費期限表示の商品の棚



○保存容器の棚



○サブメッセージやロゴマークなどを可変できるバージョン



※農林水産省HPでダウンロードできます



http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html

<留意事項>

- 本資材については、メインメッセージ以外、ロゴマークなどを変更して自由に活用いただけます。
- 食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」をご活用いただく場合、使用申請がお済みで無い方は使用に当たって申請手続きが必要となります。「ろすのん」の代わりに各自治体のキャラクターや店舗のロゴ等を活用する場合は申請の必要はございません。
- 以下の場合の使用を禁止します。
 - ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
 - ②食品ロス削減についての正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
 - ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ④不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
 - ⑤特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - ⑥その他、農林水産省が不適切と判断する場合